

## 葛飾区飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業（団体向け）

葛飾区では飼い主のいない猫を適正に管理し、地域のトラブルになることを防止するため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成します。

### 各種受付期間

- ・手術申請の受付期間：令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）
  - ・団体登録の受付期間：令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）
- ※団体登録申請は窓口のみの受付となります。

### 対象となる猫

区内に生息している飼い主のいない猫（手術済みの猫、飼い猫は対象外です。）  
※申請前に手術を行った猫の助成はできません。あらかじめご了承ください。

### 登録条件

- 1 団体登録申請書（第1号様式）の誓約書内容に同意できる。
- 2 活動報告を行うことができる。

### 助成金額（支払われる金額）

オス・・・ 5,000円（上限・1匹あたり）

メス・・・ 10,000円（上限・1匹あたり）

※手術費用が助成金額を下回る場合は支払った金額となります。

※区内にある動物病院（別紙：協力動物病院一覧）で手術を行ってください。

### 有効期間

団体登録の有効期間は、承認日から令和5年3月31日までです。

承認期間の満了後も活動を続ける場合は、再度団体登録の手続きを行ってください。

手術の申請をした猫の助成金の請求期限は承認日より90日です。

90日を過ぎてしまった場合は再度申請をお願いします。

## 団体登録から助成までの流れ

- 1 保健所生活衛生課の窓口で団体登録について説明を受けます。  
その後、団体登録申請書と支払金口座登録申請書を提出します。  
(代表者の口座の写しと印鑑が必要です。銀行名は最新の名前を使用します。)
- 2 窓口での申請後、審査手続きを経て「団体登録承認通知書」を郵送します。
- 3 団体用申請書を窓口にご提出ください。審査手続きを経て「承認通知書」「結果報告書」「助成金請求書」を郵送します。書類を受け取った後は葛飾区内の協力動物病院で手術を受けてください。  
手術後、獣医師に「結果報告書」を記入してもらいます。
- 4 「助成金請求書」に必要事項を記入し、「結果報告書」と手術費の「領収書」と一緒に保健所生活衛生課にご提出ください。
- 5 必要書類をいただいた約1か月後に、代表者の銀行口座に助成金をお振込みします。

## 活動報告について

登録していただいた団体は活動報告が必要になります。

○4～8月に登録した団体  
提出する月：9月、翌年3月

○9月以降に登録した団体  
提出する月：翌年3月

### お問い合わせ先

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14

葛飾区保健所生活衛生課 生活衛生係

Tel 03-3602-1242